

自治会だけではありませんので、先ほど、今回つくった事業の農業・観光体験協会ですか、そういったNPOも当然こちらに入っているのもありますし、それ以外に、いろいろと現状でも独立して、きちんと活動してくださっている団体があります。私のイメージとしては、そういった町行政とは別に、それぞれにまちづくりにかかわってくださっている独立したNPOとか、そういったまちづくり団体を一つの窓口で、協働推進室になるか、ほかに名称があるかもしれませんけれども、そういった協働のまちづくりを推進するパートナーをまとめて、いろいろな情報交換、情報を提供したり、ですから先ほどの補助金の問題も当然それぞれの団体にかかわることですから、そういったことの審査とか、そういったことも受け持っていただけ、そういう組織にしたいなと今思っております。町の事情はいろいろと、私も町長になって2回ですが、それぞれの事情がありますので、そういったものを加味した中で、私の思いをしっかりと伝えていきたいと思っております。

以上です。

1 3 番 最後です。自治会担当の職員制度は、単なる地域の支援策ではなくて、協働時代における行政、住民、職員3者の関係をどのように築くかという、自治体行政体制の根幹にかかわる問題につながりますので、しっかりとした運営をお願いして、質問を終わります。

議 長 以上で、13番議員、清水豊司君の一般質問を終わります。
ここで昼食休憩といたします。再開は13時ちょうどです。

(11時35分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 休憩を解いて、再開いたします。

通告3番、4番議員、田村俊二君。

4 番 通告3番、4番議員、田村俊二です。

通告に従いまして、1. 「行政財産の目的外使用のあり方」を問う、2. (仮称)新湘光公園内道路、地域住民への対話は、3. 総合体育館、個人利用の利用方法を見直す考えはの3項目を質問いたします。

1項目めは、「行政財産の目的外使用のあり方」を問うです。

5月の議会全員協議会において、地域振興課長より、旧第8分団詰所跡を

改修する経費を6月議会に計上したい旨の報告がされました。その趣旨は、現在、郷土資料館お山のギャラリーを使用している法人が、改修後の旧第8分団詰所跡に移転し、本年3月に設立した一般社団法人神奈川大井の里体験観光協会が郷土資料館お山のギャラリーへ移転するためとのことでした。6月議会で一般会計補正予算が可決され、現在に至っています。

その際、関連で質疑したのは、大井町立の郷土資料館及び農産加工所の設置に関する条例についてです。この条例は、平成元年3月に制定され、平成18年3月議会において、本条例の一部改正が行われました。この改正では、新たに都市住民との文化交流施設としてお山のギャラリーが位置づけられ、あわせて使用の際の使用料が規定されました。この条文を見る限り、お山のギャラリーを一般使用する際の規定であり、1日・1週間単位の使用を定めたものと解せざるを得ません。しかし、実態は継続的使用を認めているとのことでした。また、この使用に当たっては、条例に使用料の規定を置き算定しているのに、予算科目では財産貸付収入、郷土資料館賃料としているのも整合性を欠くものと考えられます。このことについて、6月議会一般会計補正予算に関連し、行政財産の目的外使用について疑問を呈しましたが、重要な課題と考えます。

そこで、(1)大井町立の郷土資料館及び農産加工所の設置に関する条例を見直す考えは。

(2)(仮称)行政財産の目的外使用に係る使用料条例制定の考えはについて、お伺いいたします。

2項目めは、(仮称)新湘光公園内道路、地域住民への対話はです。

6月議会一般質問、(仮称)新湘光公園内道路の課題と今後の方向では、4項目を質問しました。そのうち、地域住民への周知はでは、地域住民への対話を通じて進めたい、住民要望に対応する考えはでは、町民からの要望等は可能な限り対応し、人も車も安全に通行できる道路となるよう努めていきたいと答弁がありました。

そこで、(1)地域住民への対話をどのように計画しているのか。

(2)町民要望に対する対案はについて、お伺いいたします。

3項目めは、総合体育館個人利用の利用方法を見直す考えはです。総合体

育館は、多くの町民が利用し、町民の健康増進に大きく寄与しています。施設の利用区分は、専用利用と個人利用がありますが、個人利用の利用向上を図るために利用方法を見直す必要があると考えます。

そこで、（１）利用単位、使用料を変更する考えは。

（２）高齢者への減額はについて、お伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

町長 通告３番、田村俊二議員から、大きく３点について御質問をいただいておりますので、順次回答させていただきます。

まず、１点目の「行政財産の目的外使用のあり方」を問うとの御質問の小さな１点目、大井町立の郷土資料館及び農産加工所の設置に関する条例を見直す考えはについて、回答させていただきます。

郷土資料館及び農産加工所は、郷土文化の知識並びに都市住民との文化交流の普及と向上、伝統的自然食品の伝習と地域農産物の加工及び実習を行う施設として、大井町立の郷土資料館及び農産加工所の設置に関する条例を制定し、平成元年４月１日より運営しております。その後、利用状況が低迷する中、施設の有効活用と当初からの目的である都市住民との文化交流をさらに推進するため、郷土資料館へお山のギャラリーを設置すること及びその運用について、新たな条例に位置づけるとともに、平成18年４月１日より運用を開始したところであります。

当初は、お山のギャラリーを活用し、愛好家による写真展、町の団体による絵画や陶芸、短歌や俳句等の作品展示会も開催されておりましたが、平成27年度以降、利用がない状況でした。そのような状況の中、さらに施設の有効活用について検討を進めていたところ、神奈川県が推進する県西地域活性化プロジェクトの一環として、相和地域においてサポートつき市民農園を展開する運びとなり、その活動拠点を探していたことから、施設の有効活用を図る観点から、郷土資料館の１階部分を、当該事業を実施する民間事業者へ行政財産賃貸借契約により貸し付けを行ったところであります。これは、本条例の規定に基づく施設の利用ではなく、地方自治法第238条の４第２項第４号の行政財産の床面積または敷地に余裕がある場合に、その部分を貸し付けることができるという規定に基づき、賃貸借契約をしているものであります。

今後、貸し付け先が当該民間事業者から今年3月に設立された一般社団法人神奈川大井の里体験観光協会に変わる予定ですが、引き続き、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産賃貸借契約により貸し付けを行うもので、現時点におきましては、大井町立の郷土資料館及び農産加工所の設置に関する条例を見直す予定はございません。しかしながら、おおいゆめの里や農業体験施設、四季の里等を含め、このエリアを本町の観光拠点として、さらには相和地域活性化の拠点としてつないでいくためには、今後、郷土資料館、農産加工所の有効的な活用方法について、一般社団法人神奈川大井の里体験観光協会の活動内容や地域住民、さらには本町へ来られる来客者のニーズ、時代のニーズ等をしっかりと分析し、検討を進めていく必要があると考えており、その中で、大井町立の郷土資料館及び農産加工所の設置に関する条例についても、必要に応じて見直していく必要があるかと考えているところであります。

次に、（仮称）行政財産の目的外使用に係る使用料条例制定の考えはとの御質問でございますが、行政財産は行政事務及び事業の目的を達成するために使用することが決定した財産であります。地方自治法では、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができると規定されており、本来の目的以外であっても、行政財産の使用を許可することができることとなっております。これがいわゆる行政財産の目的外使用に当たり、この行政財産の目的外使用に関しては、条例で定めることにより使用料を徴収することができると規定されています。

一方、前の質問にてお答えさせていただきました、郷土資料館の1階部分の貸し付けの根拠としております、行政財産の床面積または敷地に余裕がある場合には、その部分を貸し付けることができるという地方自治法の規定による貸し付けについては、現在、郷土資料館のほかに、町の公共施設の余裕のあるスペースの有効活用として飲料の自動販売機の設置の貸し付けを行っております。これは、施設の利用者の利便性の向上はもとより、災害時の飲料確保や自主財源の確保などを目的として、8施設に12台の自動販売機の設置の貸し付けをしており、年間約270万円の賃貸料収入がございます。これについては、平成23年4月から入札により定期的に自動販売機の設置事業者を

決定していることによる収入でございますが、昨今の厳しい財政状況のもと、自主財源の確保という観点からも、公募による貸し付けは多額の収益を得られるという大きなメリットがございます。しかしながら、行政財産の目的外使用として使用料条例を制定している他の自治体においては、自動販売機の設置に係る使用料の単価設定が1台当たり数千円程度であり、入札執行による競争原理も働かないため、得られる収益もわずかなものになっているのが現状でございます。

このような現状を踏まえ、現時点では使用料条例を制定する考えはございませんが、施設の利用状況や利用者のニーズなどを適切に把握した上で、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな二つ目の御質問、（仮称）新湘光公園内道路、地域住民への対話はにつきまして、お答えいたします。

6月定例会におきましては、当該町道391号線の必要性について回答させていただいたところであります。その中では、供用開始に当たっての安全対策については、町民からの御意見や御要望につきましても、再度自治会を通じても伺いした上で可能な限り対応し、人も車もより安全に通行できる道路となるよう努めてまいりたいとお答えさせていただいております。

これを受けまして、今回の御質問、（1）地域住民への対話をどのように計画しているのかについてですが、先日、交通管理者である松田警察署との協議の結果、回答が出され、町関係課において検討会を行ったところであります。

これをもとに、道路については交差点部分や車道と歩道、公園においては道路との、それぞれの安全対策などについて、地域にお示しできる具体的な方針案を現在検討しているところであります。このようなことから、令和2年度予算を視野に入れたスケジュールといたしまして、関係する自治会との調整を行い、11月をめどに説明会を行いたいと考えております。日程等につきましては未定ではありますが、平日と休日に開催する予定であります。説明会におきましては、町として考えられる安全対策をお示しし、その場でお出されました御意見等に関しましては、真摯に受けとめさせていただき、可能なものは取り入れる方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）町民要望に対する対案はにつきましてお答えします。

初めに、当該道路の必要性につきましては、これも６月定例会におきまして回答させていただきましたが、緊急車両通行の利便性、地域生活への貢献、通学時における導線の確保及び公園への進入路を確保するなどのほかに、国道255号と町道13号線に挟まれた当該区域において、南北に抜ける道路がないという現状も考慮して、第一生命保険株式会社との協議の上、当該道路を築造したものであります。

そして、地域の皆様が御心配されている事故に関しましては、そもそも交通ルールが守られないことにより起こるケースが多くを占めているということをお忘れてはいけなないと考えております。道路を利用される方のとうとい命を守るために、道路管理者や交通管理者などが安全対策を幾ら講じても、一たび重大な交通事故が発生しますと、交通安全施設の是非がクローズアップされ、私たち道路管理者等は、その都度、非常にやりきれない思いにさせられているということも御理解いただきたいと存じます。

御質問の地域からの要望につきましては、過去には、当該地域住民の方たちから南北に通じる道路の要望を出されたことがございました。そして、昨年、関係する３地区の自治会長との打ち合わせ時におきましては、現状で不便を感じていない、今の状態が望ましい、開通させたことによる通学路での事故リスクのほう方が高いのでは、町道12号線は朝の通過車両が多く、スピードもかなり出ているという反対の御意見と、開通させるのであれば、ガードレール、ハンプ、フェンス等が必要ではないか、安全対策をしっかりと行えば反対する理由はないなど、一定の理解を示される御意見の両方がございました。

また、本年７月には個人を代表として、西大井の自治会及び子ども会、上大井子ども会に加え、31名による（仮称）新湘光公園内の道路開通についての要望書が提出され、その中では、公園の安全性、近隣住民の不安により、現状のままを望む内容となっております。一方で、交通安全対策の観点からは、道路構造令の基準はもとより、交差点における歩行者を保護するための車どめとして設置する鉄製ポール等のポラードを活用する際の留意点などについて、国土交通省道路局より神奈川県を通じて通知が届いております。

町といたしましては、これらの基準や指針などをもとに、より効果的な安全対策を講じてまいりたいと考えております。さらには、通行車両の速度を抑制する方策につきましても、効果的な方法を組み合わせるなどにより、安心して利用できる道路にまいります。また、隣接する公園につきましても、道路部分と分離するための柵の設置を行い、公園を安全に利用できる方策を検討しております。このように、基本となる交通ルールの遵守について、さらなる啓発を行うこととお約束するとともに、個々具体の安全対策をお示しすることにより、皆様の御理解をいただけるよう説明してまいりたいと考えております。

3点目の総合体育館、個人利用の利用方法を見直す考えはについての質問ですが、総合体育館は平成5年に開館し、個人利用の利用時間は1単位2時間として、使用料は大人200円、小人（小中学生）100円で運営してまいりました。個人利用できる施設については、多目的室、柔剣道場、トレーニングルームと体育室で、種目は卓球、バドミントン、トレーニング、合気道などで利用されております。

過去3年の個人利用の状況ですが、平成28年は10,684人、平成29年度は12,057人、平成30年度は12,355人と増加しております。その中でもトレーニング利用者は、平成28年度は6,304人、平成29年度は6,742人、平成30年度は7,200人と400人以上も増加しております。また、バドミントン利用者も増加しており、順調に利用者は増えている状況であります。

1点目の利用単位、使用料を変更する考えはとのことですが、現在は先ほども述べたとおり、町では1単位2時間としております。近隣の自治体には1時間という設定もありますが、多くの自治体では2時間や3時間であり、中には午前、午後、夜間の単位としている自治体もあります。

一般的にトレーニングや卓球などでも、準備、準備体操、運動、休憩、片づけなどを行うと1時間は超えてしまうと思われれます。また、利用者の多くは2時間利用であり、近隣自治体と比べて安く設定されていますので、現在のところ見直しは考えていません。

利用料については、開館当時から大人200円としており、体育館の改修や増税などによる使用料の値上げを検討してきましたが、改定は行っていないの

が現状であります。

したがって、現在のところ使用料の改定は考えていませんが、体育館も開館から25年以上経過しており、多くの施設改修等が今後想定されます。また、毎年の維持管理費もかかることから、適正な使用料の検討は随時行っていかなければならないと考えております。

続いて、2点目の高齢者への減額はについてですが、議員のおっしゃるとおり高齢者への健康増進を進めるため、高齢者の健康づくりの一つとして、トレーニングルームの利用は大いに考えられます。よって、高齢者が利用しやすくするための一つとして、高齢者を何歳に設定するのか、無料の高齢者ばかりで他の利用者が利用しにくくなるのでは支障を来します。そこで、年齢はもちろん時間帯での無料なども含め、利用状況などの調査を行い、慎重に検討をしなければならないと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番 最初から順を追って、再質問をさせていただきたいと思います。

第1点目の行政財産の目的外使用のあり方を問うということで、大井町立の郷土資料館の関係について、私のほうの提案としては見直す考えはということで提案させていただいてはいますが、町長の答弁では、見直す考えはないということです。であるならば、このことについて、もう少し確認をさせていただきたいと思っています。

一つは、先ほどの御答弁の中にもありましたように、平成元年のときに条例制定されて、平成18年に改正が行われているということで、そこまでは私もわかっていましたけれども、平成27年のときに、利用状況を見て、余り多くないので、行政財産の使用ということで今は対応しているのですよという御答弁だったと思います。ならば、私は条例のことを確認させていただきたいのですけれども、今の条例が、町有施設を貸し出すというようなことは、この設置条例の中にはどこにも書いていないではないですか。この設置条例と、それから、たまたまそうわ会館の設置条例がありますよね。その条例を比べてみれば、いわゆる施設の利用のところの書き方は全く同じではないですか。同じ書き方をしているということです。ということは、施設の利用については申請があれば貸し出しますよということを前提に条例をつくられて

いますよね、というふうに私は読めるのですけれども違いますか。1日単位、あるいは1週間単位ということで、この条例はつくられているのだと思うわけですね。だから、この条例に何の手も加えないでいるならば、誰かが来て、ここを1日単位で貸してくださいよって、どういうふうにお答えするのですか。この条例をこういうふうに規定しているのに、それを貸さないということはあり得るのですか。もし、そういうことがあるなら、そういう対応をすべきだという思いがあって、この条例の見直しを考えたらどうですかとお話を申しあげているのですけれども、その辺は見解はどのようなのですか、どなたかお答えください。

地域振興課長 議員おっしゃるように大井町立の郷土資料館及び農産加工所の設置に関する条例、この中では、お山のギャラリーについて、そのスペースを貸し出すことができる、これは使用料をとってのお話でございます。それにつきましては、今現在も利用希望があれば貸し出しをさせていただき考えでございます。全体の施設として、今、余剰となっている、使っていない部分をこの法人に賃貸借契約でお貸ししているということで、現行の条例の施行は現在も利用できるという扱いで取り組みを進めているところでございます。

4 番 前回も質疑のときにお話をさせていただいて、余剰の部分があるということですが、ここのは上の2階の部分の下のところですよ。下のところがお山のギャラリーですよ、違うのですか。そのところを今、法人に貸しているとすれば、そこをきょう、例えば私が貸してくださいよと言ったときに、そこを借り受けることができるのですか。そういうことを私は聞いているのだけれども、余剰のスペースというのはどこにあるのですか。そこをお答えください。

地域振興課長 基本的に郷土資料館の中にお山のギャラリーを位置づけるということで、条例に規定させていただいているものです。特段、1階スペースがお山のギャラリーということで、そのスペースに限って利用料を設定して貸し出しているものではございませんので、御相談があれば、2階の部分のスペースを活用しながら利用してもらうような方向で調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

4 番 今の御答弁だと、今、ホームページでは、お山のギャラリーのところは削除

されているようですけれども、その前のホームページを見たときには、1階は写真などを展示するギャラリーと書いてあるではないですか。2階のところが農具、あるいは生活用具を保存する、それを展示している場所だよと言っているわけではないですか。これは今の答弁と違うと思うのですけれども、いかがですか。

地域振興課長 基本的に、当初、お山のギャラリーを設置するときに、1階の部分につきましても利用がなかったということで、夜間利用ができるように改修をしているところでございます。それも含めて、現時点では全体をお山のギャラリーで活用できるという位置づけで取り組みを進めているところでございます。

以上です。

- 4 番 そのこのところは、どうも私の認識と違うのですけれども、全体を考えてと例えば理解をしますよね。そのこのところは、そういうふうに理解をしたとして、次に、私が考えて確認させもらいたいののは、町が余剰のスペースがあることを貸し出すことが悪いなんて、私は思っていないのですよ。行政財産でも、今使われていないところがあるならば、それは民間に貸すなり、そのことは平成18年に自治法が改正になって、公共団体でなくても、一般の株式会社系でも貸し出すことが可能だということになっているわけではないですか。そういう意味では、私は、だから貸し出すことは悪いと言っているわけではないのですよ。この条例のところに、そのことをきちんとわかるように書いておかれたらどうですかと思っているのだけれども、今の御答弁だと、上も下も全部一緒にして、ギャラリーを位置づけしているのだということになると、もうその次のあれがないのだけれども。

例えば、もう一つの今度違った点から言うと、公の施設という条文があるではないですか、自治法の244条だと思うのですけれども。では、その観点から、例えば一つの法人に継続的に貸し出すときには問題はないのですかということ、今度は公の施設の観点からお尋ねしたいと思うのです。まず、そのこのところをどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

地域振興課長 こちらは、今回、サポート市民農園を行っている民間事業者に貸し付けている、その契約相手方の選定方法ということの御質問と解してございますが、貸

し付けの相手先につきましては、本来であれば地方自治法第234条、こちらは契約に関する規定でございますが、この契約に関する規定に基づいて、入札等を行って、より料金の高いところを選定するのが一番よろしいかと考えております。

しかしながら、本事業につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、神奈川県が県西地域活性化プロジェクトの一環として進めておりますサポートつき市民農園の展開ということで、本町におきましても、この事業者が入ったことによって、耕作放棄地の有効活用と公益性が非常に高い事業と考えているところでございます。当初の目的がそういった事業の内容であったことから、公益性が高い、それと、調整の中で金額が非常に安価でおさまったということで、この中では、やはり地方自治法の施行令になります167条第1項第1号に規定する予定価格が少額であるということで、特命による随時契約で締結をさせていただいたところでございます。

以上です。

- 4 番 私のお聞きしたいこととちょっとずれているのですけれども。私が今お聞きしたいと思ったのは、例えば自治法の244条の2のところでは、継続的な建物、公の施設を長期かつ独占的に利用させるといふことがあるときには、議会の議決でもってと書いてあるではないですか。それから、今度は自治法の96条のところでも、長期的な独占的な利用をさせることについては、それも議会の議決事項ということでしょう。なので、貸すときの賃料なんかは今の規定でもっていくのでしょうかけれども、ただ公の施設のことを考えたときに、長期に一つの法人に継続的に利用させるときには、一定のやっぱり制約というのがあるのではないですかということをお聞きしているのですけれども、どうなのでしょう。私は公の施設の設置条例なんかのところを見ると、独占的、継続的に利用させるときには、やっぱり議会の特別議決ということになるのだらうと思っているのですけれども、その辺のところの認識はどうなのですか。私はそう思っていますけれども、お考えをお聞かせいただけますか。

副 町 長 平成18年に事情が変わりまして、そういう賃貸契約ができるような話が設置されたのは、先ほど説明したとおりでございます。田村議員のおっしゃる長

期というのは、その自治法の改正は、目的外使用のように一時的なものではなくて、ある程度長期的なものをにらんでの賃貸契約という意味になると私は理解しております。

それから、独占的に施設を貸し出すというのは、ほとんど丸ごとの意味ではないかと思うのです。その一部分を貸し出している理解でやっております。以上でございます。

- 4 番 一部という認識だということですがけれども、非常に一般の町民が見たときには、そこはわからないと思うのです。先ほど冒頭にも私はお話ししましたが、そうわ会館と、それからこの条例と比べても、そんなに差がないわけではないですか。だから、一部あいているところは使えるのだよということだから対応できるという話ですがけれども、それがわかるように、きちんと、やっぱりしておくべきなのかなと思っているのです。

例えば、近隣のところでは、これは市ですがけれども、利用の改正が行われて、より活用ができるようにするときに、公の施設があったときに占用的に使えるような条文なんかも中に入れておくこともありますよね。そのときには、これが正しいかどうかはわからないけれども、議会に付すべき公の施設廃止及び長期かつ独占利用に関する条例みたいなものを制定しておいて、それで5年以内、継続的にやっていくのならば、それはもう執行機関でもってやればいいですよというようなことをきちんと定めている。5年以上のときには、だから、さっきの特別議決を得るようなことというのは、あらかじめ定めてやっている。それをきちんと制定をしておいて、この条文の中に、今、私が話しているこの条例ですよ。郷土資料の条例の中に、その条文をきちんと書くことによって、別の、だから条例を制定しているので、それを書くことによって、そういう利用もあるのだよということを明確にしておく、そのほうが、だから、より町民にとってはわかりやすい、そんなふうにするのですけれども、その辺のお考えはどうでしょうね。私は、町民がこの条文を読んで、そういう利用をしているのだなということがわかるように、やっぱり条例改正をきちんとやってくれたほうがわかるかなと思いますけれども、その辺の御見解をお聞かせいただければと。

副 町 長 田村議員のおっしゃることも、もつともだと思います。ただ、当町も自治法

に基づく扱いは扱いとしてやっておりますので、田村議員の御指摘の他自治体のそういう条例の部分は研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 4 番 研究させていただきたいということですので、誰が見てもわかるような状況のほうをやっぱり条例の中でつくっておくべきだろうと私は思いますので、ぜひ、それを踏まえて、この条例をもう一度再検討いただければいいのかなと思っているところであります。

それから、そういう意味で、今度、賃料のことをお尋ねしようかなと思いましたがけれども、行政財産として貸し付けているから、それだから賃料としてやっていくのだという考えだろうと思うのですけれども、でも、その根拠としては、この間の前回のお話では、ここに書いてある1週間で幾らというスパンを根拠にしたという御答弁をいただいたかと思うのですけれども、そこはどのようなのでしょうか。賃料ということになれば、平米幾らでもって算出するとかということなのではないでしょうか、この場合はどのようなのですか。ここもやっぱり平米幾らとかで算出しているのでしょうか。

総務安全課長 地方自治法の238条の4の第2項の第4号の規定による余剰部分の貸し付けにつきましては、入札等で事業者を決定して、契約で行うということで、その入札等で応札された価格を契約価格としております。

以上でございます。

- 4 番 ということは、ここで示した使用料ということではなくて、別の観点から算出してやっていますよと。ただ、金額的には大体同一になるようなことなのかなと思いますけれども、そこは、だから了解をしました。

たまたま、このことを調べていく中で、この席で言うのもどうかわからないのだけれども、大井町の財産規則があるではないですか。そのところで、ちょっと指している条文が私には違うかなと思うので、そこは申しわけないですけれども訂正をするようにしていただければと思いますけれども、それは御答弁は結構です。そんなことに気がつきましたので、そこをお願いしたいと思います。

それから、次の2点目の行政財産の目的外使用に係る使用料条例ということですが、これについても町長の御答弁等では、新たに設置する考え

はないということでした。ただ、ほかの、さっき言われた条文でもできるの
でしょうけれども、公の施設と設置条例をつくっているのであれば、例えば
庁舎だって行政財産ではないですか。行政財産の中の、公の施設ではないけ
れども、行政目的の財産で、そういう意味の行政財産ですよ。ということ
になれば、その庁舎の中に違う目的で自販機なんかを置くわけではないです
か。それは庁舎の目的としては違う目的を使っているのだから、これは目的
外と考えざるを得ないのではないかと思います。生涯学習センター等につい
ても、そうだし、そうわ会館についても、そうではないですか。みんなそれ
なりの設置条例をつくっていて、その中で施行目的を明確にしているのだから、
そここのところの余剰のスペース、これを貸し出すことが悪いと言っている
わけではないですよ。貸し出すためには、そういった目的外使用に係る使用
料条例をきちんと整備することによって、いつでも余剰があったときには
執行部側の判断で貸せるような、そういう体制をつくっておくということが、
その意味でも条例の制定については意味があるのかなと私は考えているので
すけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

総務安全課長 地方自治法におきましては、庁舎等の余剰スペースがある場合は貸すことが
できるということで、その行政財産の用途または目的を妨げない限度において
という規定がございます。用途というのは、建物や土地の形状を指して、目的
というのは、その全体の施設の目指す考えの目的、これを妨げない範囲とい
うことですので、例えば自動販売機程度のことでしたら、全体的な目的としまし
ては、住民の利便性の向上とかにつながりますので、このまま条例を設けなく
てもよろしいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

4 番 ほかのことでやりようはあるのでしょうかけれども、今、総務安全課長が言
われたように、その施設の目的に設置条例がつくられているわけですから、
そこに外れたときには、これも目的外になるのだらうと思います。そのとき
に余剰スペースを貸し出すときのルールづくりを、目的外の使用に係る使用
料条例ということですので、そういう意味では広く決めておくことによって、
一定のルールを明確にするということになるのだらうと思うのです。

私が常々、予算なんかのときに気になっているのは、保健福祉センターが

あるではないですか。あそこのところで光熱水費を、ほかのところでもそう
ですけれども、電気料収入で入れているのがありますよね。この電気料収入
というのは、考えると、そこの余剰のスペースのところを使ってもらっている
法人なり個人なりの方に電気料を負担してもらおうのと、それから、ここの
庁舎の場合は、それからあれのところは、自販機のことについて一括してや
っているのかもわからないのだけれども、そういう電気料をここでもって、
それぞれの施設、例えば生涯学習センターの電気料というのがあるところの
施設というのは、自販機なんかの関係の電気料とはまた違う電気料収入にな
るのですか、そこだけ教えてもらえます。

総務安全課長 庁舎等の町では18施設に12台の自動販売機のスペースを貸し出しておりま
すが、賃料は、一括で賃料として、財産収入としていただいております。そ
して、電気料につきましては、それぞれメーターを設置して、それぞれの施
設の雑入、こちらで収入にしている、それぞれ別に収入にしております。

以上でございます。

- 4 番 わかりました。ということは、だから電気料収入というのは、それぞれ自販
機の電気料をそれぞれの施設ごとに収納しているということですよ。なの
で、この条例をつくることによって、いわゆる加算部分もあわせて、この条
例に基づいて、電気料収入なんかにしなくても使用料として徴収できるの
ではないか、そういう利点もあるのではないかと思いますけれども、そのほう
がより合理的になるかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

総務安全課長 町につきましては、余剰スペースの賃貸ということで収入する一方、電気
料として雑入でいただいているということで、目的外使用の条例で定めてし
まいますと、条例で定めた金額以上はとれないということで、収入が多くは
見込めないという状況に陥るということになりますので、その辺は慎重にし
なければいけないと思っています。

- 4 番 今の御回答ですと、収入を多くするためにということならば、これもつくり
方ですよ。料金については、いろいろと社会情勢の状況変化があるので、
規則に入れるとか、そういうやり方がやっぱりあると思うのです。なので、
今の総務安全課長が言われたのは、私はちょっと納得ができない部分だと思
うのです。

私が言いたかったのは、保健福祉センターの電気料収入と、それから施設の使用料があるではないですか。これなんかは別々に使用料としてとったり、それから、その場所を貸しているところの電気料としてもらっているのだと思うのだけれども、これを目的外使用料条例をつくっておけば、その中で加算部分として、電気料については加算金として収入として徴収できるでしょうという利便もあるのではないですかと思います。そういう意味で、この目的外の使用料条例を設置しないでやる方法もありますけれども、容易に、何が明確に町民にわかりやすくするかという意味で、ぜひ考えを進めていただきたいと私は思います。そういうことがあるということで、ぜひ、先ほど答弁で検討をしてみたいというお話もいただきましたので、ぜひ町民にわかりやすいように、使用料を含めて、中身の制度をわかりやすいように表記と、それから制度がわかりやすいように、ぜひ進めていただきたい、こんなふうを考えます。

それから、次に、湘光公園内道路の話です、2番目の項目になります。

先ほど町長のほうから御答弁をいただきました。今、粛々と進めているというお話がありましたけれども、その中で6月議会のときに御答弁された中では、地域住民の対話を通じて進めたいという御答弁をいただきました。そのときの地域住民との対話ということの地域住民は、一体誰を指しているのですか。先ほどの午前中の同僚議員の質問のところにも触れるところでもありますけれども、どこを対象に地域住民というのをお考えになっているのか、それをお尋ねさせていただきたいと思います。

都市整備課長 地域住民の範囲というところになるかと思いますが、そもそもが町のほうでいろいろと道路等の整備をするときには、その関連する自治会、主には自治会長、あるいは関係する役職の方、そして、その道路の沿道の方、そういう方たちには事前のお話をさせていただいて、道路整備を行っているという状況でございます。今回の道路につきましても、基本は道路を利用される、特にやはり御心配をされている上大井小学校に通学する児童の関連というところであれば、上大井、西大井、宮地の自治会ということになるかと思えます。また、その道路につきましても、どなたが利用されても構わないというところがございしますが、まずは、そこが原則というところ。

それと、あと公園というところがございますので、やはりそういうところにつきましても、公園を利用される方というところも大きな意味では含んでいくものかという認識は持っておりますが、まずは、この3地区の自治会のほうに御相談をさせていただいた中で、また、その範囲というところも決めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 4 番 今、お話を伺いまして、執行部側の地域住民というのは、今までやってきている行政がやっぱり自治会を基本にしながらやってきているというスタンスがあるので、まずは自治会ということなのだろうと思うのです。それならそれで私は悪いと思わないけれども、午前中の同僚議員の質問の中でも、つまり住民って一体何なのよといったら、自治会に入っている人だというわけではないですか。自治会に入っていない住民もいらっしゃるわけではないですか。今は、多くの方が流入してきている状況、あそこの西大井地区なんかはまさにそうですけれども、そうすると、自治会に話ただけで、そこに住んでいる方々に、そのことを伝え切れるか、あるいは、だから意見を聴取できるかということになると、非常に疑問符のあるところだと私は考えているのです。なので、6月議会のときにもお尋ねしたのは、まず自治会と、それから地域住民という、住んで、そこを利用している人たちですよ。そういう方々と並行した形で情報提供していかないと、やはり町の考え方を伝えたことにはなっていないのではないかなと私は理解しているのですけれども、その辺のところは私と、今、課長と考えが違うのですけれども、もう一度、御答弁いただけますか。

都市整備課長 考え方としては、さほど離れているというところではございません。先ほども言葉が足らなかったところもあろうかと思いますが、今までの流れの中で自治会のほうには声かけをさせていただきます。また、今回また後で出てくるのかどうかなのですけれども、御要望いただいている中では子ども会も御心配されているということも聞いておりますので、やはりそういうところからお声が出ているというところで、そういう団体にもお声かけはさせていただきたい。それと、回覧という方法になりますと、やはり自治会、あるいはその組に入っておられる方というところがございますけれども、今、いろ

いろとコミュニケーションツールの中で、お話がいろいろと広まっていくと思いますので、必ずしも組に入られていない方は除外しますよとか、あるいは、その周辺の方を除外するという考えは持ち合わせてございませんので、説明会をやる際には、この道路のことに關しまして御興味を持たれている方がいらっしゃるという部分につきましては、町のほうとしては、特にその部分を限定するとか、そういう考えは持ち合わせておりませんので、そういうところは御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 4 番 前回の6月議会の中では、町長は対話を通してというお話も言われていると思うのです。先ほどの御答弁の中では、町で今考えられる、例えば開通を前提に考えられる、いろいろな安全施策を庁内的に協議をされているということだと思いますけれども、私はもうちょっと、その前の段階で、庁内で検討する前に、地元の要望をきちんと聞かれたらどうですかというのが、私は、だから思っているのです。そういう意味では、自治会に情報を流すだけではなく、その周辺、その道路を利用する人、それから周辺のそこに住んでいる人もそうです。あとは、いろいろな自治会を含めて、自治会には宮地なり、上大井なりがいて、使っている、そういう方々の意見を先に聞いて、それが町として対応できることなのかどうかを吸い上げてから検討していくというのが、私は、だから町長が目指している対話なのではないかと思うのですけれども、その辺のところは、前回もお話を私はこれはしているつもりなのだけれども、そういう意味では、6月から以降の段階になっても、行政側から、そういう話がなかなか地元にもおりにきていないという状況があるので、そこはもう一度、きちんと確認をしたいと私は今思っているのです。まず、だから、いろいろな情報をまず情報提供して、現段階の情報提供をして、そこで意見を聞いて、さらに中で検討し、できること、できないことをきちんと明確にしていく、そういう手法をとらないと、対話にはならないのではないかなと思うのです。庁内で検討したことを流し、それが固定されてしまったということでは、相手の意見を聞く余地がないと私には思えるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。御回答いただければと思います。

町 長 私も、今、田村議員のおっしゃることは本当に私が言いたいぐらいのことな

のですけれども、これはいろいろな事情があるということを一度、ここでわかっていたきたいなという。この前のオムロンのあれではないですけれども、両方の板挟み、正直、板挟みなのです、正直言うと。そういう意味で、今まで道路があそこに今ああいう形状になっているいきさつも理解できます。そして、要望が上がっていることも十分、私は理解できますが、今回そのことについて、全町民を相手に、あそこの公園をどうしますかという問いかけは非常に大切だと思っています。そういう意味で、先にそれをやるべきか、こちらの姿勢をしっかりと示した中で、町民の声を聞いた中で直せるところは直す、変更できるところは変更できると、まずは、今、行政がこれまでやってきた、あの道路ができたいきさつ等をしっかりと説明した中で、今こういう状況で、町としては、あそこは道路として整備しなければいけない立場にあると、第一生命との約束もありますと、そういった行政の責任もありますと、それを説明した中で、町民の方々はその町の姿勢をどのように受けとめて、ではどうしましょうということをして11月に向かって、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思っています。ぜひ、そういう形で進めたいと思っています。

以上です。

- 4 番 もう一度お尋ねしてしまいますけれども、町長のお気持ちは、今わかりました。対話というのは、だから、ちゃんと相手の情報を聞きながら考えていくということなのであって、それをするのは変わらないよということでしょうけれども。

では、1点だけ確認をさせてもらいますけれども、では11月に、一定程度町内で調整しますよね、安全対策等について。こういうことが提供できるよと話をする。そのときに、それとは違った要望が町民のほうから出されたときには、それは検討する素材、俎上に上るのですか。そのことだけちょっと確認させていただきたいと思います。

- 町 長 当然俎上に上げなければいけないと私は思っています。しかし、その要望の内容、また単なる、そう言っては失礼ですけれども思いつきで言われた意見のようなことではなくて、しっかりと、それならば公園を今後どう運営していくのだという、その安全性をどう確保するのだとか、そこまで話が及ばなく

てもいいけれども、そこまで考えた中で、公園のこと全体を考えてから要望事項を出した中で、お互いにできることをやり合いましょうということで、まさに協働の力をもって、進めていけばいいかなと思っております。

- 4 番 町長のお考えはわかりましたけれども、組上には乗せることはできるよ。ただ、私も個別に、あそこの住民の方々と、お話を聞いてみました。そのときには、やはり、これは言うてはいけないのかもわかりませんが、現況のままでなぜ悪いのだという御意見を持っている方も相当数いらっしゃるわけですよ。そういうことをお伝えし、町長の目指す協創・協働のまちづくり、今回のケースなんかは、そういうことに該当することだと思うので、ぜひ町長の目指す協創・協働のまちづくりの模範的なケースになるように、ぜひ慎重に善処していただきたいと、この件については思います。

次に、3点目の総合体育館のお話です。

御答弁にもありましたように、近隣のところでは2時間、あるいは3時間。近くのところでは1時間単位でやっているところもありました。

なかなか料金なんかのことを調べますと、大井町のほうでは、何か見ている限りでは破格の、非常に料金を抑えていまして、町民の利用に供しているのかなという実感を持っているところでもあります。

その意味からすると、その意味からというのは料金のことですが、個人使用の料金についても、先ほど適切に見直しなんかもしていきたいという御答弁がありましたけれども、あるとき倍になるなんていうことじゃなくて、やっぱり適正な価格をきちんと町民の方にも知っていただくという努力をぜひしていくことが必要なのかなというふうに思います。

あるとき2倍になったり、3倍になったりということではなくて、そういうふうな料金体系の検討を進めるということも御答弁ありましたので、そこから見直しをぜひ進めていただければというふうに思います。

あと、個人利用の関係では高齢の方、個人使用のところで施設の中で多目的とか剣道、柔道とか、トレーニングルームがあるわけですが、この中で高齢の方も含めてよく使っているのがトレーニングルームだと思うんですよ。

そのトレーニングルームのところについては、2時間というスパンで料金

も決まっていますけれど、一定程度の年齢に達していると、その2時間はやりきれない。やりきれなきゃいいじゃないという話もありますけれど、もっと細かく細分化してもらおうと利用しやすいのかなという御意見をいただいているわけです。

例えば2時間で1スパンなのか、2時間で200円ならば1時間で100円で使えるようなそんな料金体系の工夫かできないのかどうかということなんです。

私、そういう要望をいただいたときに、確かに今、私も含めて元気な高齢者の方が自分の健康を維持するためにはこの施設はいい施設であるし、それに寄与しているんだというふうに思いますけれども、その方たちがより健康をずっと維持できるように。

そのおかげでもって、個々の療養費なんかも県下で低いときがあったんですから、それをぜひ達成するためにも高齢の方々の利用しやすいようなスパンというのも考えていいのかなというふうに思うんです。

それと、もう一つは、それを小学校、中学生について料金が半額ですよ。抑えている状況もありますよね。そういう取り扱いを逆にだから考えられないのかどうかということをお話しますが。

そういう御意見もありますけれども、その部分は町としては便利なほうに検討していく、私、話したことについて町のフォローの見解をお聞きしたいと思うんですけれど。

生涯学習課長 今、田村議員がおっしゃられましたように検討していくということでございます。その中で、子どもの小・中学生につきましても、最後に言われましたが、土曜日開放ということで無料開放もしているような状況でございます。より利用しやすいように、また今後も検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長 以上で、4番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。

続いて、通告4番、1番議員、鈴木磯美君。

1番 通告4番、1番議員、鈴木磯美です。

通告に従って、大きく2点、公共施設の利用促進について。

総合体育館や山田総合グラウンドなどの公共施設は、町民や近隣市町の人に広く利用されているが、現状に満足せず、利用率を上げる取り組みをすべ